

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案に関する意見募集について

平成 20 年 12 月 27 日

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

(内線 39426)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

○趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則案において、長期使用構造等とするための措置（法第 2 条第 4 項各号関係）及び長期優良住宅建築等計画の認定基準のうち、法第 6 条第 1 項第 4 号イに規定する維持保全の方法の基準について、国土交通大臣が定めるものとされており、これに基づき、告示を定める前に、告示案について、広く国民の皆様のご意見を伺うため、インターネット等を通じて告示案の概要の公表及び意見の募集を行うこととします。

○公表資料

資料リスト	要旨
資料 1 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案について	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の制定の趣旨等
資料 2 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案の概要	同告示案の概要
参考資料 1 認定基準案の概要	認定基準案（同告示案の内容を含む）の概要
参考資料 2 評価方法基準〔本文〕	住宅性能表示制度に基づく評価方法基準の本文

意見募集要領

○意見募集対象

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案の概要」

○資料入手方法

(1) ホームページでの掲載

(2) 窓口での配布

国土交通省住宅局住宅生産課にて配布致します。

(東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階)

(3) 郵送（日本国内のみ）

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案の概要の

郵送希望」と明記し、返信用封筒（A4版封筒に、氏名、住所を記載のうえ、200円分の切手を貼付したもの。）を同封のうえ、下記宛にお送り下さい。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

○意見募集期間

平成20年12月27日（土）～平成21年1月25日（日）（必着）

○意見送付方法

別添の意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局住宅生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

（1）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1629

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

（2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

（「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件」と明記して下さい。）

（3）電子メールの場合

電子メールアドレス：seisan@mlit.go.jp

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

（電子メールの題名を必ず「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案に対する意見」として下さい。）

○注意事項

※ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※頂いたご意見の内容については、住所・所属・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、ご承知おき下さい。

(別添)

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案に対する意見	
(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所属 (会社名)	(部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見の内容 (意見)	
(理由)	